

郵送による転出届

特例による転出届を行う場合は、引越し先での転入届時に住民基本台帳カードまたは個人番号カードの提出とカードの暗証番号(数字4桁)の入力が必要となります。(転出証明書は不要です。)

相馬市長

届出年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

届出 人 (同一世帯 員に限る。)	氏名	相馬 太郎	転出する人 との続柄	本人
	連絡先 電話番号	090-1234-5678		

住所	新	東京都千代田区永田町2丁目13番1号	世帯主	新	相馬 次郎
	旧	福島県相馬市 中村字北町63番地の3		旧	相馬 太郎

転出(予定)年月日	令和 〇〇年 〇月 〇日
-----------	--------------

	氏名	生年月日	性別	住民基本台帳カード 個人番号カード
1	ふりがな そうま 太郎 相馬 太郎	大昭平令 5年3月3日	男 女	有・無
	ふりがな そうま はなこ 相馬 花子	大昭平令 46年1月1日	男 女	有・無
3	ふりがな	大昭平令 年 月 日	男 女	有・無
	ふりがな	大昭平令 年 月 日	男 女	有・無
5	ふりがな	大昭平令 年 月 日	男 女	有・無
	ふりがな	大昭平令 年 月 日	男 女	有・無

備考(届出に来庁できない理由を具体的にご記入ください)

- ※ 届出人の本人確認書類のコピーを同封して下さい。(運転免許証など)
- ※ 特例転出届を行う際は、異動者のうち一人以上が住民基本台帳カードまたは個人番号カードの交付を受けている必要があります。なおカードが運用中でない場合は、本届書は受付できませんのでご注意下さい。
- ※ 引越し予定日の14日前から届出することができます。すでに引越しされている場合は引越し日から14日以内に届出をしてください。なお、本届書が相馬市役所(転出地)に到着する前の転入手続きはできません。転出手続きが完了し次第届出人の方に電話連絡をいたしますので、その後に引越し先の役場で転入手続きを、引越し予定日から30日以内かつ実際に住み始めた日から14日以内に行ってください。
- ※ 国民健康保険、介護保険、税関係、世帯主変更などで別途窓口へお出でいただく場合もあります。